

調書（決定）

事件の表示 平成22年（行ヒ）第52号

決定日 平成23年11月24日

裁判所 最高裁判所第一小法廷

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 東京高等裁判所平成20年（行コ）第150号（平成21年9月30日判決）

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理する。
- 2 上告代理人諏訪康雄ほかの申立ての理由中第1点及び第2点並びに上告参加代理人Y1ほかの申立ての理由中第1及び第2を排除する。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項の事件に当たるが、上告代理人諏訪康雄ほかの申立ての理由中第1点及び第2点並びに上告参加代理人Y1ほかの申立ての理由中第1及び第2は、重要でないと認められる。

平成23年11月24日

最高裁判所第一小法廷

当事者目録

申立人	国
処分行政庁	中央労働委員会
同参加人	東日本旅客鉄道株式会社
相手方	国鉄千葉動力車労働組合